

《国保運営協議会委員提出資料》

平成29年度の国民健康保険税は改定を見送る。不足が生じたときは、基金積立金を取り崩す。

理由

平成27年度国民健康保険特別会計は、佐久市国民健康保険財政健全化計画に示されていない基金積み立てを行ったが、有効に活用すべきです。

先日国民健康保険証の送付が行われました。その中に

平成27年度 佐久市国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします。

平成27年度歳入 121億9千万円

内 一般会計基準外繰入金 5億2千万円

〃 一般会計借入金 1億9千万円

平成27年度歳出 121億7千万円

内 平成26年度繰り上げ充用 1億3千万円 (豪雪による歳入不足)

〃 基金積立金 4億円 1億9千万円は一般会計借入金

2億1千万円は一般会計基準外繰り入れ

単年度実質収支 △2億8千万円

歳入歳出差引額 (形式収支) 1,800万円

積立基金

平成12年2月18日 保険発第17号 国民健康保険課長通知

「国民健康保険の基盤を安定・強化する観点から基金の保有額については、過去3か年間における
保険給付費 (老人保健拠出金及び介護納付金を含む) の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てること」

国民健康保険中央会 「基金保有額が5%に満たない保険者は49.7%とほぼ半数」 (2011年3月10日)

財政安定化基金の創設 (案) 厚労省ホームページから

財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足になった場合に備え、一般財源からの財政補てんを
行う必要がないよう都道府県に財政安定化基金を設置し一略一2000億円規模を目指し、国費で創設・順次積み増しする

佐久市国民健康保険財政健全化計画

17ページ(3) 一般会計からの基準外の繰り入れ及び借り入れ

今般の佐久市国民健康保険における財政状況の大きな変化は、平成26年の豪雪災害による所得の減少と、佐久医療センターの開院などに代表される地域の医療環境の変化が大きな要因となっている。

このような特殊な状況に対し、これまでの一定のルールに基づく基準内の一般会計からの繰り入れのほかに、新たに、特殊な財政状況等が発生した場合や、税率等の見直しを行ってもなお見込まれる収支不足などへの対応として、一般会計からの基準外の繰り入れ及び借り入れを導入し、収支バランスをとりつつ、段階的に不足を解消していくこととする。

『佐久市国民健康保険財政健全化計画』	h27	h28	h29	h30	h31	h32
今後の収支推計 被保険者数	25,224	24,468	23,908	23,552	23,394	23,236
前期高齢者数	9,940	10,233	10,505	10,707	10,759	10,989

『H28年度第2回国保運営協議会資料』	h27	h28	h29	h30	h31	h32
今後の収支推計 被保険者数		24,571	24,057	23,652	23,295	23,039
前期高齢者数		10,160	10,434	10,664	10,737	10,940

『佐久市国民健康保険財政健全化計画』	h27	h28	h29	h30	h31	h32
今後の収支推計 歳入	11,315	11,617	11,723	11,815	11,953	12,148
歳出	11,877	12,004	12,278	12,525	12,811	13,074
単年度実質収支額	△562	△387	△555	△710	△858	△926

『H28年度第2回国保運営協議会資料』	h27	h28	h29	h30	h31	h32
今後の収支推計 歳入	12,001	12,045	12,264	10,061	9,967	10,086
歳出	11,771	11,970	12,306	10,246	10,418	10,633
歳入歳出差引額	230	75	△42	△185	△451	△547